

はじめに

障がい福祉サービスの利用を考えている方へ

豊明市内には、たくさんの種類の障害福祉サービスがあります。

どんなことがしたいか、どんな生活を送りたいか、どんな自分になりたいか・・・そんなお話をお聞きして、お手伝いをする専門家（相談支援専門員）がいます。相談支援専門員は、サービスを利用するために必要な「サービス等利用計画」の作成をはじめ、生活がより豊かになる方法を、みなさまに寄り添いながら一緒に考えていきます。

同じ種類のサービスでも、事業所によって特徴や得意分野があります。まずは、相談支援専門員に、これからどんなことがしたいのか、お話し下さい。事業所の紹介や、サービスを利用するためのお手伝いをさせていただきます。

サービス等利用計画とは？

相談支援専門員が皆様のご意向を丁寧にお聞きし、目標や希望する生活のためにどうしていくかを計画書（案）に書きます。中には利用するサービスの詳細なども記載し、支援者と共有していきます。このサービス等利用計画（案）を根拠として、市がサービスの利用を認め（支給決定）、「障害福祉サービス受給者証」を発行します。

18歳以上の方の相談窓口は、社会福祉課、障がい者基幹相談支援センターフィット、市内の指定特定相談支援事業所です。

18歳未満の方は、児童福祉課、市内の指定児童相談支援事業所へご相談ください。（p4「障害福祉サービス」の種類相談支援サービスをご参照ください。）